

相談窓口

日日時・期間 場所 対象 定員 費用・料金
 申 込・提出・応募 問 問い合わせ メール

市民相談コーナー

市民相談(市職員) 開庁日の8:30~11:30/13:00~16:45
 専門相談(予約制)
 ・法律相談(弁護士) 月曜日(祝日を除く) 9:00~12:00/13:00~16:00
 火曜日(祝日を除く) 9:00~12:00
 木曜日(祝日を除く) 13:00~16:00
 第2金曜日(祝日を除く) 13:00~16:00
 ・女性法律相談(弁護士).....第1・第3火曜日 13:00~16:00
 ・ファミリー相談(家事問題カウンセラー).....第2・第5火曜日 13:00~16:00
 ・公正証書・遺言相談(公証人).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
 ・登記相談(司法書士).....第2・第5水曜日 13:30~16:00
 ・税務相談(税理士).....第1・第3金曜日 13:30~16:00
 ・労務年金相談(社会保険労務士).....第2・第5火曜日 13:30~16:00
 ・不動産相談(宅地建物取引士).....第2・第5水曜日 13:30~16:00
 ・不動産相談(不動産鑑定士).....第2金曜日 9:30~12:00
 ・中高層建築物等相談(弁護士).....第1~第4木曜日 9:00~12:00
 ・交通事故相談(弁護士).....第1~第4木曜日 9:00~12:00
 ・許可申請書等作成相談(行政書士).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
 ・外国人市民相談(行政書士).....第1・第3水曜日 13:30~16:00
 ・多重債務相談(弁護士).....第4金曜日 13:00~16:00
 ・土地の測量・境界相談(土地家屋調査士).....第4木曜日 9:30~12:00
 市民相談室 ☎048-259-9037 ☎048-259-9038
 消費生活相談(消費生活相談員) 開庁日の9:30~12:00/13:00~16:00
 場消費生活相談コーナー(市役所本庁舎1階) ☎048-258-1241
 (土・日曜、祝日の10:00~12:00/13:00~16:00は国民生活センター
 消費者ホットライン ☎188(いやや))

特設相談コーナー

人権相談(人権擁護委員) 9/8(火) 13:00~14:30 本庁舎市民相談コーナー
 行政相談(行政相談委員) 9/1(水) 13:00~15:30 中央図書館入口前
 9/29(水) 9:30~11:30 鳩ヶ谷支所
 法律相談(弁護士)(予約制) 9/16(水) 9:00~12:00 安行支所
 ※10月から行政相談は、本庁舎市民相談コーナーに変更
 市民相談室 ☎048-259-9037 ☎048-259-9038

子ども家庭・教育相談コーナー

家庭児童相談室(子育て相談課内) 子育て、発達に気になるときなど
 日 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
 (家庭児童相談員による相談は9:30~16:30)
 ☎048-259-9005 ☎048-257-3330
 子ども家庭相談室 育児相談・子どものしつけなど
 土 日曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30~16:30
 場 南平子ども家庭相談室(南平児童センター内) ☎048-225-6848
 芝子ども家庭相談室(芝児童センター内) ☎048-268-7675
 戸塚子ども家庭相談室(戸塚児童センター内) ☎048-294-7300
 児童虐待の相談 「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたり、ご自身が
 出産や子育てに悩んだときは相談してください。
 ・家庭児童相談室(子育て相談課内) ☎048-259-9005 ☎048-257-3330
 日 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
 (上記の日時以外で緊急のときは市役所代表 ☎048-258-1110)
 ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちばやく)
 (児童相談所開所時間以外は、留守番電話になります。)
 ・埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154
 日 月~金曜日 18:15~8:30 土・日曜、祝日は24時間対応
 子ども教育相談
 学習や友人関係の悩みや不登校、いじめなど教育全般にかかわる相談
 日 10:00~12:00(祝日、休館日を除く)
 場 月曜日...戸塚支所会議室
 火曜日...鳩ヶ谷庁舎3階保健センター鳩ヶ谷分室
 水曜日...新郷支所小会議室、芝支所面談室
 木曜日...南平文化会館練習室3号
 問 教育研究所芝園分室 ☎048-267-8208 担当...教育相談員
 いじめ相談テレフォン
 いじめで悩む児童・生徒・保護者の相談
 日 月~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00
 ☎FAX048-264-1510 担当...指導課
 いじめ相談メール
 いじめで悩む市立小・中・高の児童・生徒・その保護者の相談
 ☐ ijimesoudan@city.kawaguchi.lg.jp
 メールには①氏名②住所③児童生徒の在籍校名と学年を記載ください。
 担当...指導課

外国人生活相談(日本語、中国語、英語、タガログ語、韓国語)

市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内
 日 中国語・英語...火~土曜日、タガログ語...火曜日、韓国語...水曜日
 10:00~12:00/13:00~17:00(祝日を除く)
 ※相談員不在時は受付できません
 問 かわぐち市民パートナーズステーション ☎048-227-7607

高齢者相談コーナー

認知症高齢者相談
 日 月~金曜日(休日・年末年始を除く)9:00~17:00
 ☎048-258-1476 担当...川口市認知症高齢者相談所
 健康生きがいづくりアドバイザーによる生きがい相談
 高齢者の健康や、生きがいづくりの相談
 対 60歳以上の市民のかた
 場 市内10カ所のたたら荘、鳩ヶ谷福祉センター(は~とふる鳩ヶ谷)
 ¥無料(ただし、施設の利用料100円が必要)
 日 月2回程度(施設により異なりますのでお問い合わせください)
 問 長寿支援課 ☎048-259-7651

中小企業相談コーナー

埼玉県よろず支援拠点in川口(予約制)
 経営上のあらゆる問題に対する相談を行う出張相談窓口
 日 毎月第4木曜日 10:00~16:00
 場 川口若者ゆめワーク1階セミナールーム(川口3-2-2)
 問 埼玉県よろず支援拠点事務局 ☎0120-973-248
 中小企業経営診断(予約制)
 中小企業診断士が事業所で経営の相談をお受けします。
 問 経済総務課 ☎048-258-1647



そのほかの相談コーナー

ボランティアに関する相談
 日 火~金曜日 9:30~18:30 土曜日 9:30~17:30
 日曜日 9:30~17:00(祝日を除く)
 場 かわぐち市民パートナーズステーション内(休所日:月曜日・祝日)
 かわぐちボランティアセンター ☎048-227-7640
 無料建築相談(予約制)
 日 場 9/10(木) 10:00~12:00 鳩ヶ谷庁舎1階ロビー
 ※1回の相談は50分程度
 問 住宅政策課 ☎048-242-6326
 マンション管理相談(マンション管理士)(予約制・無料)
 分譲マンションの管理費や修繕積立金など、運営全般に関する相談
 日 9/25(金) 13:00~16:00 ※1回の相談は50分程度
 場 西公民館 3階ミーティング室 対 市内マンション管理組合など
 問 住宅政策課 ☎048-242-6326
 安全で快適な家づくり無料建築相談会(建築士)
 住宅の耐震やリフォームなどの各種建築相談
 日 9/26(土) 9:00~16:00 ※問取りの分かる図面を持参ください。
 場 川口駅前行政センター(キューポラ 4階)
 問 住宅政策課 ☎048-242-6326
 不動産に関する無料相談会
 日 9/8(火)、11/17(水) 13:00~15:00
 場 芝公民館
 問(公社)埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部 ☎048-229-4630
 女性のための悩みごと電話相談(女性カウンセラー)DV・セハラなど
 日 毎月第2・第4水曜日(祝日の場合は翌日) 13:00~15:00
 フリーダイヤル ☎0120-532-317 ※相談日時のみ通話可
 担当...かわぐち市民パートナーズステーション 男女共同参画担当
 司法書士による夜間無料法律相談(予約制)
 相続・遺言・貸金返還・損害賠償・多重債務など
 日 9/2(水)、9/16(水) 18:00~20:30
 (原則毎月第1・第3水曜日、相談者1組30分程度、10組まで)
 場 かわぐち市民パートナーズステーション内
 問 予約専用 ☎080-6743-0100(埼玉司法書士会川口支部)
 発明・商標無料相談会(予約制)
 特許・実用新案・意匠・商標の出願方法など、知的財産に関する相談
 日 10/2(金) 10:00~12:00/13:00~16:00
 ※相談は1件につき1時間程度
 場 リリア11階 小会議室2号
 相談員...弁理士 細井 貞行 氏(英知国際特許事務所)
 問 川口産業振興公社 ☎048-263-1110
 海外取引無料相談
 対 市内中小企業や個人事業のかた
 日 水曜日 9:00~12:00
 場 川口産業振興公社 ☎048-263-1110
 起業個別相談会(予約制)
 日 9/25(金) 9:00~12:00 1人につき最大90分間
 場 川口産業振興公社
 問 産業振興課 ☎048-259-9019



不用品登録

家庭内にある不用品を電話で市へ登録し、それを希望者に紹介します。品物は無償でお譲りいただけるものに限ります。登録期間は約3カ月です。掲載品は差し上げるかたがお持ちです。品物は当事者間での引き渡しとなります。(生活必需品を優先します。なお、アナログテレビは取り扱いません。8月7日時点での登録状況です。)

ゆずってください

きせかえ人形、一輪車、ベビーサークル、鏡台、電子ピアノ、トレーニングマシン、テニスラケット、灯籠、飛び石、風炉と茶釜、冷凍庫、掃除機、地デジチューナー、テレビ、CDプレーヤー、冷風扇、ロックミシン、電子レンジ、ノートパソコン、FAX電話機

さしあげます

ベビーバスと湯温計、サーフボード、庭石



問 経済総務課 ☎048-259-9025